

資料編

I 行政年表

昭和

- 42. 8. 3 「公害対策基本法」施行
- 43. 12. 1 「大気汚染防止法*」および「騒音規制法*」施行
- 43. 12. 26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」施行
- 43. 12. 26 「川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則」施行
- 45. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」施行
- 45. 7. 18 市内に初の光化学スモッグが発生する
- 45. 7. 25 光化学スモッグにより初の被害者が発生する
- 45. 7. 31 「埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱」策定
- 45. 10. 15 公害部設置（交通災害対策課・公害調査課・公害対策課の3課）
- 46. 4. 1 「川口市公害対策審議会設置条例」施行
- 46. 4. 1 大気汚染常時監視*測定局を3カ所設置する（市民会館（現 第一本庁舎）、消防本部（現 南消防署）、南平柳分署（現 南平分署））
- 46. 6. 5 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」施行
- 46. 6. 24 「水質汚濁防止法*」施行
- 46. 7. 1 公害検査室を設置、水質分析を開始する
- 46. 10. 1 「大気汚染防止法」に基づく事務が移譲される（工場以外）
- 47. 1. 1 「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例」施行
- 47. 1. 1 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」施行
- 47. 3. 31 大気汚染常時監視測定局を移設、2カ所新設する（中央・横曽根・南平・新郷・芝）
- 47. 5. 31 「悪臭防止法*」施行
- 47. 6. 10 「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」策定
- 47. 10. 1 組織改正により、公害部2課（公害調査課・公害対策課）となる
- 48. 4. 1 自動車排出ガス測定局*として本町測定局（現 文化財センター）を設置する
- 49. 5. 1 「水質汚濁防止法」に基づく事務が移譲される
- 50. 4. 7 公害検査室を公害分析センターに改称する
（各担当課で行っていた分析業務を一本化する）
- 51. 12. 1 「振動規制法*」施行
- 54. 1. 20 南平測定局を南平公民館から元郷中学校に移設する
- 54. 10. 1 「埼玉県公害防止条例」施行
- 56. 6. 1 「埼玉県環境影響評価に関する指導要綱」策定
- 57. 4. 1 組織改正により、公害部と衛生部が統合し、環境部となる
- 60. 10. 1 「浄化槽法」施行
- 61. 4. 1 組織改正により、公害調査課と公害対策課が統合し、公害課となる
- 62. 9. 1 芝測定局を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設する
- 62. 9. 1 自動車排出ガス測定局として安行測定局を慈林小学校内に設置する

平成

- 2. 3. 1 南平測定局を元郷中学校から領家第一公園に移設する
- 3. 9. 14 地球環境問題を公害課で所管する
- 3. 12. 25 自動車排出ガス測定局として神根測定局を乙女山市営住宅地内に、芝第二測定局を芝西小学校内に設置する
- 5. 11. 19 「環境基本法*」施行
- 6. 8. 1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改称する
- 7. 4. 1 組織改正により、公害課が環境保全課となる
- 7. 4. 1 「埼玉県環境基本条例」施行
- 9. 12. 1 「改正大気汚染防止法施行令」施行 有害大気汚染物質対策にダイオキシン類*が指定される
- 11. 4. 1 「川口市環境基本条例*」施行
- 11. 4. 1 「改正埼玉県公害防止条例」施行 小型焼却炉の規制が強化される
- 11. 10. 1 「環境マネジメントシステム*」の運用を開始する
- 12. 1. 15 「ダイオキシン類対策特別措置法*」施行
- 12. 2. 23 「環境マネジメントシステム」が審査登録される
- 13. 3. 1 「川口市環境基本計画」策定
- 13. 4. 1 特例市（現 施行時特例市）へ移行する
- 13. 4. 1 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
- 13. 4. 1 「改正浄化槽法」施行 単独処理浄化槽の新設が禁止となる
- 14. 2. 7 「川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 14. 4. 1 「埼玉県生活環境保全条例*」施行
- 14. 4. 1 「大気汚染防止法」の工場規制事務ほか13事務が移譲される
- 14. 4. 1 組織改正により、地球環境問題を環境総務課に移管する
- 14. 4. 1 「彩の国中核都市」の指定を受ける
- 14. 8. 7 「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」策定
- 15. 2. 15 「土壌汚染対策法*」施行
- 16. 3. 19 環境マネジメントシステム適用範囲を拡大登録
- 16. 4. 1 地下水採取規制に関する業務及び特定化学物質の適正管理業務が移譲される
- 18. 3. 1 「改正大気汚染防止法」施行 石綿（アスベスト）*関連の規制が強化される
- 18. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 揮発性有機化合物*の排出規制が新設される
- 18. 4. 1 本町測定局を廃止する
- 18. 10. 1 「悪臭防止法」に基づく規制方式を、濃度規制から臭気指数規制とする
- 19. 3. 1 「川口市地球温暖化対策地域推進計画」策定
- 19. 8. 21 「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 20. 3. 6 「川口市環境基本計画」改訂
- 21. 3. 9 「川口市環境学習指針」策定

- 22. 4. 1 「改正土壤汚染対策法」施行 土壤の汚染状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の措置の内容の明確化等が図られる
- 23. 3. 31 「第2次川口市環境基本計画」策定
- 23. 4. 1 中央測定局および芝第二測定局を廃止する
- 23. 9. 22 「川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）」策定
- 23. 9. 22 「第3次川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）」策定
- 23. 10. 11 川口市と鳩ヶ谷市が合併
- 24. 2. 23 微小粒子状物質（PM_{2.5}）*の常時監視を開始する
- 24. 6. 1 「改正水質汚濁防止法」施行 地下水汚染の未然防止に係る規制が新設される
- 24. 6. 1 「改正大気汚染防止法」施行 ばい煙*の排出基準超過事業場に対する規制が強化される
- 25. 3. 9 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の注意喚起の判断について、本市独自の基準を運用開始する
- 25. 4. 1 「かわぐちグリーン・エネルギー戦略」の運用を開始する
- 25. 11. 1 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の注意喚起の判断を、埼玉県の予測体制に一本化する
- 26. 1. 23 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析を開始する
- 26. 2. 23 環境マネジメントシステム適用範囲を拡大登録
- 26. 6. 1 「改正大気汚染防止法」施行 全ての解体等工事に対する石綿規制が強化される
- 27. 2. 22 環境マネジメントシステム規格認証登録を返上する
- 27. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」を廃止する
- 28. 3. 30 「第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
- 28. 6. 30 「川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱」策定
- 30. 3. 1 「第3次川口市環境基本計画」策定
- 30. 3. 1 「川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 30. 4. 1 中核市へ移行する
- 30. 4. 1 「第2次かわぐちグリーン・エネルギー戦略」の運用を開始する
- 30. 4. 1 「川口市浄化槽保守点検業者登録条例」施行
- 30. 4. 1 「川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」施行
- 30. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 水銀大気排出規制が新設される
- 30. 4. 1 「改正土壤汚染対策法」施行 施設設置者による土壤汚染状況調査への協力の規定、届出・調査手続きの迅速化等が図られる
- 31. 4. 1 「改正土壤汚染対策法」施行 土壤汚染状況調査の実施対象の拡充、リスクに応じた規制の合理化等が図られる

令和

- 2. 4. 1 「改正浄化槽法」施行 特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽の休止制度等が新設される
- 2. 4. 1 「改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例」施行 浄化槽管理士に対する研修の受講が義務化される
- 2. 4. 1 「改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」施行
- 3. 4. 1 「第2次かわぐちグリーン・エネルギー戦略」の運用を2年間延長する
- 3. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 全ての解体等工事に対する石綿規制が強化される
- 4. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 石綿の事前調査結果について、自治体への報告が義務化される
- 5. 3. 7 「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 5. 4. 1 「改正特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令」施行 指定化学物質が見直しされる
- 5.10. 1 「改正大気汚染防止法」施行 建築物石綿含有建材調査者等（有資格者）による石綿の事前調査が義務化される
- 7. 3.31 分析センター廃止

Ⅱ 関係条例等

1 川口市環境基本条例

平成10年9月28日

条例第58号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 川口市環境審議会条例

昭和46年4月1日
条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、川口市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月1日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第60号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月27日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改める。
- （次のよう略）
- 附 則（平成10年3月24日条例第20号）
この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則（平成13年3月26日条例第18号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3 川口市あき地の環境保全に関する条例

昭和43年12月26日
条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、雑草が繁茂したままで放置され、若しくは残土等の置場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が、火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによって、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「不良状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置場として使用され、若しくは沼地と化し、これらをそのままにしておくときは、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、雑草の除去等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、前条に定める指導助言を履行しない者があるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。

(あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

昭和43年12月26日
規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、川口市あき地の環境保全に関する条例（昭和43年条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(除去等の委託申し込み)

第2条 雑草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し、整備することができないときは、当該あき地の所有者又は管理者は、その業務を市長に委託することができる。

2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは、雑草除去等業務委託申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(委託費)

第3条 前条の規定による除去等の委託費は、実費とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(納期)

第4条 前条本文の委託費は、除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、このかぎりでない。

(勧告書)

第5条 条例第5条による勧告は、雑草等除去勧告書（様式第2号）、残土等置場整備勧告書（様式第3号）又は沼地整備勧告書（様式第4号）により行なうものとする。

(活用の方法)

第6条 条例第6条によるあき地の活用とは、子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。

(あき地の公共利用)

第7条 市長は、あき地の所有者又は管理者から、前条の公共利用の目的のため、あき地の利用提供の申し出があったときは、次の基準により当該あき地を借り受け、公共の利用に供するものとする。

- (1) 当該あき地の周辺に、公園、子供の遊び場等がなく、かつ、環境的に適当地と認められること。
- (2) 当該あき地の周辺に住居が多く、施設の利用度が高いことが認められること。
- (3) 当該あき地が、利用目的に適するように整地されていること。
- (4) 借り受けるあき地の使用貸借契約期間は、原則として5年とすること。

(立札の掲出)

第8条 市長は、前条の規定によりあき地を借り受けたときは、そのあき地に公共の利用に供する旨の立札を掲出するものとする。

(あき地の返還)

第9条 市長は、借り受けたあき地の所有者又は管理者から、特にやむを得ない理由により当該あき地の返還の申し出があったときは、すみやかに返還するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月15日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月10日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月30日規則第26号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。
- 3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（平成13年9月27日規則第77号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第55号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(様式については省略)

5 川口市浄化槽保守点検業者登録条例

平成29年12月26日

条例第95号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その有効期間の満了の日の30日前までに市長に申請をして、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域を営業区域（浄化槽保守点検業を行おうとする区域をいう。以下同じ。）とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた法第45条第1項に規定する浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 営業所ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

- (3) 第3条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
- (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- (8) 第10条の2の規定に違反する者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条及び前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

（登録の抹消）

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

（営業所の設置等）

第10条 浄化槽保守点検業者は、埼玉県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士のうちから、浄化槽の清掃を行う者との連絡等の業務を担当させる責任者を選任しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

（浄化槽管理士に対する研修）

第10条の2 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間に1回以上、規則で定める研修を浄化槽管理士に受けさせ、及び浄化槽保守点検業者（浄化槽管理士の資格を有する者に限る。）自ら受けなければならない。ただし、当該研修を受けさせ、及び自ら受けないことにつき相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（業務の実施等）

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書を浄化槽管理士に携帯させ、又は自らこれを携帯しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、法第4条第7項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査が行われていないことを知ったときは当該検査が行われていない旨を、法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃が行わ

れていないことを知ったときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、速やかに当該浄化槽管理者（法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。）に通知しなければならない。

（標識の掲示）

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第14条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (5) 法第12条第1項の勧告に従わず、情状特に重いとき。
- (6) 法第12条第2項の命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第16条 申請者は、申請の際に、申請手数料として35,000円を納付しなければならない。

（手数料の減免）

第17条 市長は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付等）

第18条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第1項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を営んだ者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者

- (2) 第 1 1 条第 1 項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第 1 3 条の規定に違反して帳簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者
- (4) 第 1 5 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 1 5 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第 2 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第 2 3 条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 6 0 年埼玉県条例第 4 4 号。以下「県条例」という。）の規定により埼玉県知事が行った登録等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に県条例の規定により埼玉県知事に対してされている登録の申請その他の行為で、本市の区域を営業区域として浄化槽保守点検業を営み、又は営もうとする者に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により市長の行った登録等の処分その他の行為又は市長に対してされた登録の申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日から起算して 2 年を経過するまでの間は、第 6 条第 1 項第 1 号中「又はこの条例」とあるのは、「、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 6 0 年埼玉県条例第 4 4 号）若しくは同条例に基づく処分又はこの条例」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の川口市浄化槽保守点検業者登録条例第 6 条第 1 項第 8 号及び第 1 0 条の 2 の規定は、適用しない。

6 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

平成30年2月21日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成29年条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の様式)

第2条 条例第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第4条第2項第1号の書類 様式第2号

(2) 条例第4条第2項第2号の書類 様式第3号

(3) 条例第4条第2項第3号の書類 様式第4号

2 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 浄化槽管理士免状の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 個人にあつては、住民票の抄本

(4) 浄化槽の保守点検の業務に従事する者（浄化槽管理士を除く。）の名簿

(5) 営業所の案内図

(6) 浄化槽保守点検カードの様式

(7) 条例第3条第3項の登録を受けようとする場合(条例第10条の2ただし書に規定する場合を除く。)にあつては、浄化槽管理士が条例第10条の2の研修を修了したことを証する書類の写し

3 前項第4号の名簿の様式は、様式第5号のとおりとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、様式第6号の届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 個人にあつては住民票の抄本、法人にあつては登記事項証明書

(2) 法人の役員（代表者を含む。）に変更があつた場合（前号に掲げる場合を除く。） 登記事項証明書及び新たに役員となった者がある場合にあつては、様式第7号の条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類

(3) 営業所の所在地に変更があつた場合 新たに営業所を設置した場合にあつてはその営業所に係る前条第1項第2号並びに第2項第4号及び第5号に掲げる書類、営業所を移転した場合にあつては同号に掲げる書類

(4) 浄化槽管理士に変更があつた場合（第1号に掲げる場合を除く。） 新たに置いた浄化槽管理士に係る前条第2項第1号に掲げる書類

(廃業等の届出)

第5条 条例第8条の規定による廃業等の届出は、様式第8号の届出書により行わなければならない。

(営業所の備付器具)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める器具は、次に掲げる器具とする。

(1) 塩素イオン濃度測定器具

(2) 水素イオン濃度指数測定器具

(3) 水温計

(4) スカム厚測定器具

(5) 汚泥厚測定器具

(6) 汚泥沈でん率測定器具

(7) 亜硝酸性窒素測定器具

(8) 透視度計

(9) 溶存酸素計

(10) 残留塩素測定器具

(11) 顕微鏡

(浄化槽管理士に対する研修)

第7条 条例第10条の2の規則で定める研修は、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号）第9条の2第1項に規定する指定研修機関が行う同項に規定する研修とする。

(浄化槽管理士証)

第8条 条例第11条第2項の規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書は、市長の指定する者が発行する浄化槽管理士証によるものとする。

(通知の方法)

第9条 条例第11条第3項の規定による通知は、検査が行われていない旨を通知する場合にあっては様式第9号、浄化槽の清掃が必要である旨を通知する場合にあっては様式第10号の通知書により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録番号

(3) 登録の有効期間

(4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者（条例第6条第1項第3号に規定する浄化槽保守点検業者をいう。以下同じ。）が掲げる標識の様式は、様式第11号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第11条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 浄化槽管理者の氏名又は名称

(2) 浄化槽の設置場所

(3) 保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名

(4) 保守点検の実施日

(5) 条例第11条第3項の規定による通知を行った日

2 条例第13条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、毎月末日までに、前月中に行った浄化槽保守点検業務に係る前項各号に掲げる事項について、記載が終了していなければならない。

3 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第12条 条例第15条第3項の身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式によるものとする。

2 条例第15条第2項の規定により立入検査をする職員は、浄化槽保守点検業者その他関係者から当該立入検査の根拠となる条例の規定（以下「根拠規定」という。）に関して照会を受けたときは、前項の身分を示す証明書その他の書面に記載され、又は電子機器等を使用して表示された根拠規定を提示する方法その他の適切な方法により対応するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 条例第4条、第7条又は第8条の規定により提出する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第2項第7号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。
(様式については省略)

7 川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)第15条に基づき生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽、高度処理型の浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便槽から浄化槽、高度処理型の浄化槽、高度処理型の変則浄化槽への転換をしようとする者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿、その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 雑排水 し尿を除く生活排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取って処分する方式の便槽を含む。)をいう。
- (6) 高度処理型の浄化槽(BOD除去型) 法第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、BOD除去率97パーセント以上、放流水のBOD5mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (7) 高度処理型の変則浄化槽(BOD除去型) 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置(既存単独処理浄化槽の処理水と雑排水を併せて処理する装置をいう。)を組み合わせた法第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、BOD除去率97パーセント以上、放流水のBOD5mg/l以下(日間平均値)の機能を有するとともに、設置にあたり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の26の規定による国土交通大臣の特殊構造方法等の認定を受けたものをいう。
- (8) 浄化槽等 第3号、第6号又は第7号に掲げる浄化槽をいう。
- (9) 宅内配管工事費 浄化槽等への流入管(便所、雑排水)、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に要する費用をいう。
- (10) 撤去費 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を処分する費用(清掃、消毒及び汚泥処理、撤去(掘り起こし)、収集運搬、中間処理及び最終処分)をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、農業用水路その他公共の用に供される水域をいう。
- (12) 処理対象人員 日本産業規格のA3302-2000により算定した人員(ただし、建築物の使用状況により、実情に添わないと考えられる場合は、類似施設の使用水量その他の資料などを基にして算定人員を増減できるとする。)をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の23第1項の規定により策定された区域以外の地域とする。

(補助対象浄化槽等)

第4条 補助金の対象となる浄化槽等は、処理対象人員10人以下のもので、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、設置済みでないものとする。

2 浄化槽等の設置後は、遅滞なく全ての生活排水を接続し、使用を開始するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、市内の、第3条に定める補助対象地域内において住宅(専ら自らが居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を自らが居住の用に供する建物)を建築し、浄化槽等(第2条第7号に掲げるものを除く。)を設置しようとする者又は住宅において既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便槽から浄化槽等へ転換しようとする者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をせず又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽等を設置する者。
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (3) 販売の目的で住宅を建築(増改築を含む。)する者。
- (4) 合併処理浄化槽が設置された住宅を建て替え(増改築を含む。)する者。(災害に伴うものを除く。)
- (5) 合併処理浄化槽を使用している者で、転居して住宅を建築する者。(集合住宅等から転居する者を除く。)
- (6) その他市長が適当でないと認める者。

(補助金額)

第6条 補助金額は、浄化槽等（第2条第7号に掲げるものを除く。）の設置又は浄化槽等への転換に要する経費のうち社会的便益に相当する一定割合の額（その額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）と別表1に掲げる人槽区分に応じ同表下欄に定める限度額を比較していずれか少ない額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽等への転換については、前項の補助金額に既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に係る掛かり増しの宅内配管工事費（限度額200千円）と撤去費（限度額60千円）を加算する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (4) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 見積書の写し
- (6) 市内で既存単独処理浄化槽を使用している者（市内の集合住宅等から転居する者を除く。）は、既存単独処理浄化槽の使用が証明できる書類及び世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (7) 市内で汲み取り便槽を使用している者（市内の集合住宅等から転居する者を除く。）は、汲み取り便槽の使用が証明できる書類及び世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (8) 市内で下水道を使用している者（市内の集合住宅等から転居する者を除く。）は、下水道料金に係る領収書の写し（最新のもの）及び世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (9) 市内の集合住宅等から転居する者は、世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (10) 他の市町村から転入して家屋を新築する者は、世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金交付の可否を決定したときは、申請者に通知するものとする。（様式第2-1号、2-2号）

（中間検査）

第9条 申請者は、浄化槽設置整備事業を行う際、浄化槽設置整備事業に係る工事状況の検査を受けなければならない。

（変更等の承認申請）

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が申請内容を変更するとき又は浄化槽設置整備事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その3日前までに浄化槽設置整備事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3-1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。（様式第3-2号、3-3号）

2 補助対象者は、浄化槽設置整備事業が予定の期間内に完了しないとき又は浄化槽設置整備事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、工事完了後30日以内、又は当該年度末のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 法第7条に規定する水質に関する検査を受検することが認められる書類
- (3) 法第11条に規定する水質に関する検査を受検することが認められる書類
- (4) 工事の施工の状況を示す写真（転換の場合と宅内配管工事を伴う場合には、施工前の写真を含む。）
- (5) 浄化槽等設置工事費の内訳書及び領収書の写し（宅内配管工事費を申請した場合は、配管に係る内訳書及び領収書の写し、撤去費を申請した場合は、撤去に係る内訳書及び領収書の写しを含む。）
- (6) 市内から転居又は他の市町村から転入する場合は、転居後又は転入後の世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (7) 撤去費を申請した場合は、産業廃棄物管理票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、浄化槽設置整備事業実績報告書の提出があったときは、浄化槽設置整備事業に係る浄化槽の設置状況の検査をするものとする。

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された浄化槽設置整備事業実績報告書を審査し、その報告に係る浄化槽設置整備事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助対象者は、前条の規定による浄化槽設置整備事業補助金確定通知書を受領したときは、浄化槽設置整備事

業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求するものとする。

（調査等）

第16条 市長は、浄化槽設置整備事業の適正を期するため、設置工事及び転換工事の状況を施工の現場において調査させることができる。

2 市長は、浄化槽設置整備事業により整備された浄化槽の維持管理の適正化を図るため、必要な限度において調査させ又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

人 槽 区 分		5人槽	6～7人槽	8～10人槽
設 置	1 浄化槽	270千円	320千円	414千円
	2 高度処理型の浄化槽（BOD除去型）	428千円	573千円	791千円
転 換	3 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を伴う浄化槽	310千円	360千円	454千円
	4 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を伴う高度処理型の浄化槽（BOD除去型）、高度処理型の変則浄化槽（BOD除去型）	428千円	573千円	791千円

（様式については省略）

8 川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱

平成28年6月30日

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬炉の設置者に必要な指導を行うことにより良好な生活環境の確保と、周辺住民等との関係の形成及び維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペット火葬炉 愛がん用に飼育されていた犬、猫その他の動物の死体を火葬するための施設をいう。
- (2) 設置等の届出 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置及び同法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の変更の届出並びに埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)第52条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の設置及び同条例第54条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の変更の届出(処理能力の拡大その他市長が必要であると認める変更に係る届出に限る。)をいう。
- (3) 設置者 ペット火葬炉を設置しようとする者又は設置若しくは承継した者をいう。
- (4) 事業計画地 ペット火葬炉を設置しようとする土地の区画又は設置した土地の区画をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、ペット火葬炉の設置又は管理に関して関係法令を遵守し、炎の露呈や黒煙の排出防止に努めるほか、周辺住民等の良好な生活環境及び安全を損なうことのないよう十分に配慮しなければならない。

2 設置者は、周辺住民等と良好な関係を形成、維持し、相互の理解に努めなければならない。

(事前協議)

第4条 設置者は、ペット火葬炉を設置又は変更しようとするときは、当該ペット火葬炉に係る設置等の届出をする前に市長と協議しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により協議を行うときはペット火葬炉設置(変更)協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協議書の内容について調査を行うことができる。

4 設置者は、市長の要請により前項の調査に立ち会うものとする。

(周辺住民等への周知)

第5条 設置者は、前条第1項の協議が終了したときは、速やかに事業計画地から概ね200メートル以内に存する住宅の世帯主及び学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が必要であると認める施設の設置者又は管理者に対して、事業計画について説明会の開催その他適切な方法により周知しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により周知したときは、周辺住民等への周知報告書(様式第2号)により、市長に報告しなければならない。

3 設置者は、設置等の届出をする前に、前項の報告をしなければならない。

4 設置者は、設置等の届出をした翌日から設置完了までの間、ペット火葬炉の設置等に関するお知らせ(様式第3号)を事業計画地の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

(様式については省略)

Ⅲ 用語解説

「*（アスタリスク）」が付いている語句の解説です。

《あ行》

【アイドリングストップ】

自動車の駐・停車時において不必要なエンジンの使用を停止することをいいます。大気汚染や騒音の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出も抑制できます。

【悪臭防止法】

事業所における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和47年5月に施行されました。

【石綿（アスベスト）】

天然に存在する繊維状の鉱物で、蛇紋石系（クリソタイル）と角閃石系（アモサイト、クロシドライトなど）に大別されます。

極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガasketなど）といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、「大気汚染防止法」で「特定粉じん」として指定され、飛散防止対策が義務付けられています。

【一酸化炭素規制】

排出ガス中に含まれる一酸化炭素の容量比率による濃度を規制するものです。

【一般環境大気測定局】

大気汚染常時監視測定局のうち、一般生活環境を測定するものをいいます。

【オゾン層】

高度約25km（成層圏）を中心にオゾンが高濃度に分布しているところをオゾン層と呼び、この層が太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により分解され塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚がんや白内障などの健康障害や動植物への影響が懸念されています。

【温室効果ガス】

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスが保たれています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして二酸化炭素、メタン等が挙げられます。

《か行》

【海洋汚染】

海の生物や人間の健康、漁業などの営みに有害なものを人間が、直接または間接的に海に持ち込むことをいいます。

【化石燃料】

石油、石炭、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称です。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれて、高温や高圧の影響を受けて生成されたものといわれています。

【川口市環境基本条例】

市民・事業者・行政が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全と創造に取り組むための基本理念、基本事項を定め、それぞれの責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 11 年 4 月に施行しました。

【感覚公害】

人の感覚を刺激して、不快感を与える公害を、感覚公害と総称します。具体的には、騒音、振動、悪臭などがあります。

【環境基準】

「環境基本法」および「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康の保護及び生活環境の保全に関し維持されることが望ましい」とされる基準のことです。

【環境基本計画（国）】

環境基本法に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱です。現在の「第六次環境基本計画」は、令和 6 年 5 月に閣議決定されたものです。

【環境基本法】

環境の保全についての基本理念、基本事項を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康で文化的な生活の確保の寄与と人類の福祉に貢献することを目的として、平成 5 年 11 月に施行されました。

【環境マネジメントシステム】

廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいいます。

本市では、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を平成 12 年 2 月 23 日に取得し、以降 15 年間、認証登録を更新し運用してきましたが、職員の環境配慮への意識や取り組みが定着したことから、平成 27 年 2 月 22 日をもって、認証登録を返上しました。

【キシレン】

無色透明の液体で、揮発性を有する極めて燃えやすい物質です。他の化学物質の原料として使われているほか、油性塗料や接着剤などの溶剤としても使われています。また、灯油、軽油、ガソリンなどにも含まれています。

【揮発性有機化合物（VOC）】

Volatile Organic Compounds の略です。

常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指します。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染します。一方、大気中に放出され、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられます。

【九都県市】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市のことです。首都圏で共通する環境問題などに、協力して取り組んでいます。

【公共用水域】

「水質汚濁防止法」で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

なお、「下水道法」に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除外されています。

《さ行》

【埼玉県生活環境保全条例】

生活環境の保全に関して、県・事業者・県民の責務を明らかにし、環境への負荷の低減措置や公害の発生源について規制することにより、県民の健康の保護と安全で快適な生活の確保に寄与することを目的として、平成 14 年 4 月に施行されました。前身は、「埼玉県公害防止条例」です。

【シクロヘキサン】

無色透明の液体で、水に溶けにくく、溶剤に溶けやすい性質があります。主に繊維や樹脂の原料として使用されています。吸入により、咳、咽頭痛、めまい、頭痛などの症状を引き起こすおそれがあります。

【ジクロロメタン】

主に金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われているほか、塗装剥離剤などとして使われている有機塩素系溶剤です。人体に現れる症状として、吐き気・だるさ・めまい・しびれなどが報告されています。

【自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）】

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の防止に関し、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにし、特定の地域における総量削減の基本方針と計画を策定、該当する自動車の排出基準や、事業活動に伴う自動車による排出の抑制の措置により大気汚染に係る環境基準を確保、もって、国民の健康の保護と生活環境を保全することを目的として、平成 20 年 1 月に施行されました。

【自動車排出ガス測定局】

大気汚染常時監視測定局のうち、主要道路の自動車の排出ガスの影響を測定するものをいいます。

【地盤沈下】

地中に存在する地下水を過剰に汲み上げることによって、水位が下がり、これによって地面が沈む現象です。地盤沈下が発生すると住宅が傾き、地下に埋められている水道管やガス管が寸断されるなどの被害が発生します。地盤沈下は一旦発生してしまうと復元が非常に困難なため、未然防止が重要です。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

主として窒素肥料の酸化によって生じ、水の汚染を推定する指標の一つとされています。平成 4 年 12 月に改正された「水道の水質基準」では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を「健康に関連する項目」の一つと位置づけており、公共用水域や地下水の環境基準でも平成 11 年 2 月の改正により「10mg/L 以下」と定められています。

【常時監視】

環境の実態、経年変化等を把握し、対策の効果を確認するための測定を常時監視といいます。現在、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」において義務付けられています。

【振動規制法】

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲の振動の規制や道路交通振動の要請の措置を定めること等により、生活環境の保全と国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 51 年 12

月に施行されました。

【水銀】

常温で液体である唯一の金属です。ボタン電池のほか、蛍光灯や体温計、血圧計などに使用されています。化合物のメチル水銀は水俣病の原因物質です。大気への排出を抑制するため、排出基準が定められています。

【水質汚濁】

事業活動その他の人の活動に伴って発生し、河川、湖沼、海域などの水域の水質を悪化させ、人の健康や生活環境に係る被害を及ぼすことをいいます。

【水質汚濁防止法】

事業所から河川等に排出される排出水、地下浸透の規制や生活排水対策の推進等により、国民の健康の保護と生活環境を保全し、健康被害が生じた場合の責任を定めるなど、被害者の保護を図ることを目的として、昭和 46 年 6 月に施行されました。

【生活排水】

日常生活に伴って台所、洗濯、風呂等から排出される水です。

生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。排水中の窒素やリンによる富栄養化など、今日の水質汚濁の原因は生活排水が多くを占めています。そこで、下水道整備や生活雑排水も処理する合併処理浄化槽の普及が望まれています。

また、日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行い洗剤を適切に使用する、といった配慮が必要です。

【騒音規制法】

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲の騒音の規制や自動車騒音の許容限度を定めること等により、生活環境を保全と国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 43 年 12 月に施行されました。

《た行》

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生します。人体への影響として、発がん性や催奇性が確認されており、環境ホルモンの一つとしても問題となっています。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある、ダイオキシン類による環境汚染の防止、除去等のため、施策や基準、規制、措置を定める等により、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成 12 年 1 月に施行されました。

【大気汚染】

人間の生産活動・消費活動によって大気が汚染され、人の健康や生活環境・生態系に影響を与えることであり、代表的な汚染物質としては、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどが挙げられます。

【大気汚染防止法】

事業活動に伴うばい煙等の排出の規制や有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガスの許容限度を定める等により、国民の健康の保護と生活環境を保全し、健康被害が生じた場合の責任を定めるなど、被害者の保護を図ることを目的として、昭和 43 年 12 月に施行されました。

【炭化水素】

炭素と水素からなる有機化合物の総称です。自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれています。メタン以外の炭化水素（非メタン炭化水素）は窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

【地球温暖化】

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がることをいいます。このような気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶことが指摘されています。

【窒素酸化物】

本来、窒素と酸素からなる化合物の総称ですが、大気汚染物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、 NO_x と略称します。物の燃焼の過程では、主に一酸化窒素として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になります。環境基準が定められている二酸化窒素は、刺激性があり、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

【テトラクロロエチレン】

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤ですが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質です。

肝臓や腎臓への障害のほか、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されています。

【特定建設作業】

建設作業として行われる作業の中でも、著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。くい打ち機やジャイアントブレイカーなどを使用する作業がこれに該当します。特定建設作業を行う事業者には、事前の届出が義務付けられており、騒音・振動の大きさや作業時間等に規制基準が設けられています。

【土壌汚染】

化学物質や重金属等の有害物質が土壌に浸透、蓄積し、土壌や地下水を汚染することをいいます。土壌汚染は、人の健康に影響を与えるおそれがあります。

【土壌汚染対策法】

土壌汚染の状況の把握に関する措置や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染の対策をもって、国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月施行されました。

【トリクロロエチレン】

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されてきた有機塩素系溶剤ですが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質です。

肝臓や腎臓への障害のほか、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されています。

【トリメチルベンゼン】

無色透明の液体で、ガソリンなどに含まれています。摂取により肺炎、頭痛、めまい等を、皮膚に付くと発赤や皮膚の乾燥を引き起こすおそれがあります。

《な行》

【二硫化炭素】

無色透明の液体で、揮発性を有する物質です。不快なおいがあり、空気に触れると徐々に黄色になる性質があります。再生繊維の原料として使用されるほか、毒性の強さから殺虫剤として利用されることがあります。長期間体内に取り込むことで、中枢神経系、心血管系、腎臓の障害を引き起こすおそれがあります。

《は行》

【ばい煙】

燃料その他の物の燃焼に伴って発生し、人の健康や生活環境に影響を与えるおそれのある物質（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム・鉛等）をいいます。

【廃棄物】

ごみ、粗大ごみなどの不要になった物で家庭から出る一般廃棄物と工場等から出る産業廃棄物に大別されます。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

Biochemical Oxygen Demand の略です。

河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示します。

【BOD75%値】

BOD75%値とは、 n 個の BOD 日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目に来る値のことをいいます。BOD における環境基準の達成状況は、河川が通常の状態（低水流量以上の流量が流れている状態）にあるときの測定値によって判断することとなっており、測定された年度のデータのうち、75%以上が基準値を達成することをもって評価されます。例えば、月 1 回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから 12 個並べたとき、水質の良い方から 9 番目が 75%値となります。

【PCB（ポリ塩化ビフェニル）】

Poly Chlorinated Biphenyl の略です。

化学的に安定しており、熱にも強い物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インクなどに使用されてきました。しかし、毒性が強いことから大きな社会問題となり、昭和 47 年 12 月に製造が中止されました。

【ppm】

Parts per million の略です。100 万分の 1 を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことをいいます（ $1\text{ppm}=100$ 万分の $1=0.0001\%$ 、 $1\text{ppb}=10$ 億分の $1=0.001\text{ppm}$ ）。 1m^3 の大気中に 1cm^3 の汚染物質が含まれているとき 1ppm と表示します。

【ppmC】

大気中の炭化水素類の濃度を表す単位で、 1ppmC とは、空気 1m^3 中に炭素原子数が 1 であるメタンに換算された物質が 1cm^3 含まれている場合をいいます。

例えば、ベンゼン 1ppm をメタン換算すると、ベンゼンの炭素原子数が 6 であることから、 6ppmC となります。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】

大気中に浮遊している粒径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の 1000 分の 1）以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質（SPM：粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子です。

非常に小さいため（毛髪の太さの 30 分の 1 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影

響を与えるほか、循環器系への影響が心配されています。

【粉じん】

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。「大気汚染防止法」では、「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいいます。

【ヘキサン】

無色透明の液体で、揮発性を有する極めて燃えやすい物質です。主に、接着剤、塗料、インキ等の溶剤として使用されています。吸入によりめまい、手足の感覚麻痺や、歩行困難等の症状が報告されています。

【ベンゼン】

無色の液体で、揮発性を有する極めて燃えやすい物質です。塗料や農薬などの溶剤として使用されています。発がん性があるほか、造血器に障害を引き起こすことが報告されているので、取り扱いには注意が必要な物質です。

《ま行》

【マンガン】

岩石や土壌など地球上に広く分布する金属元素で、合金の原料や、鉄鋼製品に使用されます。マンガンの化合物には、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガ、除菌や消臭に使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。

【無水酢酸】

無色透明で刺激臭のある液体で、水と反応すると、酢酸になります。薬品、香料、染料等の有機合成原料として使用されています。皮膚に触れることで、発赤、痛み、水ぶくれが、吸入により咳、息切れ、咽頭痛などの症状を引き起こすおそれがあります。

【面的評価】

自動車騒音の評価方法です。幹線道路に面する地域において、評価道路から 50m の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価します。

環境保全行政の概要

令和 7 年版
川口市環境部
環境保全課

埼玉県川口市朝日 4 丁目 2 1 番 3 3 号

電 話 0 4 8 (2 2 8) 5 3 8 9

F A X 0 4 8 (2 2 8) 5 3 1 1



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

〔表紙を除き、古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用しています。〕